

葛生清掃センター自家用電気工作物保守点検業務委託仕様書

この点検委託は、佐野市葛生清掃センター受電設備の保守管理、点検清掃を自治法第234条の3（長期継続契約）により業務委託するものである。

1. 件名 葛生清掃センター自家用電気工作物保守点検業務委託
2. 所在地 佐野市あくど町3360番地 葛生清掃センター
3. 契約期間 令和6年7月1日から令和9年6月30日
(3年間長期継続契約)

4. 受電設備の概要

設備容量	1,026KVA		
受電電圧	6,600V		
非常用予備発電装置			
定格容量	60KW	定格電圧	420V

5. 業務の内容

1) 定期点検

詳細については別表のとおりとする。

(1) 月次点検

月次点検は、主として運転中の施設の外観点検・測定試験を毎月行う。

(2) 年次点検

(1) 月次点検の他、年次点検は、主として全停電を行い、施設の運転を停止し点検及び測定・清掃を年1回行う。この場合、ごみ処理施設という特殊施設であるため全停電における点検は、当施設休業日の1日間とする。

また、年次点検の清掃業務については下記の事項に留意すること。

- A. 停電に際しては、事前に負荷の状態を把握すること。
- B. 受電室、キュービクル内のほこり、砂、泥等を除去すること。
- C. 母線、遮断器、碍子、端子盤等に付着したほこりを除去するとともに変圧器、油入開閉器等の外面の汚れを拭き落とすこと。
- D. 受、配電盤の表面、刃型開閉器接触部分等は乾いた布等で清掃すること。
- E. 高圧側の絶縁抵抗測定を実施すること。
- F. 業務終了後は、設備について接続部の脱落、緩み等の点検を行うこと。
- G. 復電後は、負荷の状態に異常がないか確認すること。

2) 臨時点検

臨時点検は、異常が発生した場合及び発生する恐れがある場合など、必要に応じ行う。なお、異常が発生した場合に備えた連絡体制をとると共に、異常発生からの連絡から概ね1時間以内で到着、点検作業が開始出来る体制をとる。

3) 精密点検

3年に1回実施するもので、令和7年度内に当該年度の年次点検を精密点検として実施するもので、詳細については別表のとおりとする。

業務の内容については、前記年次点検についての記載事項を準用する。

4) 避雷針接地抵抗測定

避雷針の接地抵抗測定を年1回行うこと。(避雷針2本)

5. 立ち入り検査

電気事業法第107条第3項に規定する立ち入り検査の立会いについては、その都度、市の通知に基づいて受託者は、ただちに保安業務従事者等を派遣して行うものとする。

6. 関係法規の厳守

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し、安全の確保に努めなければならない。

7. 報告書の作成、提出

月次点検、年次点検、精密点検の報告書を作成し、担当職員に確認を受けた後速やかに提出すること。

8. 経済産業局への申請、提出

受託者は、契約締結後、速やかに主任技術者不選任承認申請書ならびに保安規定届出書を作成し、所轄経済産業局長に提出するものとする。この申請が1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、又は取り消しになった場合は、委託者はこの契約を一方的に解除できるものとする。なお、申請、届出にかかる費用は、この自家用電気工作物保守点検業務料に含むものとする。受託者が引き続き前年と同一の者である場合はこの申請、届出は必要ないものとする。

9. 再委託の禁止

受託者は契約した業務の全部または一部のものに再委託してはならない。

10. 損害賠償

委託業務の実施に際し、受託者の責に帰すべき事由により、建造物、機器、第三者等に損害を与えた場合は、直ちに現状復帰又はその損害賠償の責めを負うものとする。

11. その他

この仕様書に定めのない事項について、必要がある場合は両者協議して定めるものとする。

点検、測定及び試験の基準

1. 月次点検、年次点検及び精密点検

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検	精密点検 (3年に1回)
受電設備 (第二受電設備以降を含む)	責任分界となる 区分開閉器 引込線等 〔架空電線、支持物 ケーブル〕	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		※1 ○	○
		区分開閉器動作試験		※1 ○	○
		保護継電器動作試験		※1 ○	○
		保護継電器動作特性試験			○
	断 路 器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		※1 ○	○
	遮 断 器 開 閉 器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		動作試験		○	○
		内部点検 絶縁油の点検・試験			※4 ○
	電 力 ヒ ュ ー ズ	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	計 器 用 変 成 器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	変 圧 器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		内部点検			○
		絶縁油の点検・試験			※4 ○
	電力用コンデンサー	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	避 雷 器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	母 線	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	その他高圧機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
	配 電 盤 制 御 回 路	外観点検	○	○	○
絶縁抵抗測定			○	○	
保護継電器動作試験			○	○	
保護継電器動作特性試験				○	
機器校正試験				○	
制御回路試験			○	○	
受電設備の建物・室、 キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	○	
接 地 装 置	外観点検	○	○	○	
	接地抵抗測定		※2 ○	○	
配 電 線 路 〔架空電線、支持物 ケーブル〕	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
断 路 器、遮断器、開閉器 変圧器、計器用変成器 電力用コンデンサー その他高圧機器	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	○	
	内部点検			○	
	絶縁油の点検・試験			※4 ○	
接 地 装 置	外観点検	○	○	○	
	接地抵抗測定		※2 ○	○	
電気工作物	点検方法	月次点検	年次点検	精密点検 (3年に1回)	

非常用予備発電装置	原 動 機 付 属 装 置	外観点検	○	○	○
		始動試験	※3 ○	※3 ○	※3 ○
		機関保護継電器動作試験		○	○
	発 電 機 励 磁 装 置 接 地 装 置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		※2 ○	○
	遮 断 器 配 電 盤 制 御 装 置 等	外観点検	○	○	○
		保護継電器動作試験		○	○
		保護継電器動作特性試験			○
		制御装置試験		○	○
その他は受電設備に準ずる					
蓄電池設備	本 体	外観点検	○	○	○
		油量点検	○	○	○
		電圧・比重測定		○	○
		液温測定		○	○
	充 電 装 置 付 属 装 置 接 地 装 置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
電気使用場所の設備	電 動 機 類 電 熱 装 置 電 気 溶 接 機 照 明 装 置 配 線、配 線 器 具 そ の 他 の 機 器 接 地 装 置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		※2 ○	○
		漏洩電流測定	○	○	○

- (注) (1) 「外観点検」とは、主として目視により点検することをいう。
(2) ※1を付した項目は、停電範囲が限定されることにより実施できない場合には省略することができる。
(3) ※2を付した項目は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することができる。
(4) ※3を付した項目は、受託者が実施するほか、受託者の指導を受け委託者が必要に応じて実施する。
(5) ※4を付した項目は、PCB混入の恐れがある場合は試験を省略することができる。
(6) 「漏洩電流測定」は、高圧受電設備の変圧器のB種接地工事の接地線において測定する。
(7) 変圧器の2次側より最初の開閉器電源側までの電路と大地間との絶縁抵抗測定は、漏洩電流測定記録により代えることがある。

2. 臨時点検

- (1) 次に掲げる事項について、その都度異常状況の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を行う。
- ① 高圧機材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物
 - ② 受電用遮断器(電力ヒューズを含む)が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物
 - ③ その他の電気器材に異常が発生した場合は、その電気工作物
- (2) 高圧受配電設備に事故発生の恐れがある場合は、その都度点検、測定及び試験を行なう。